

矢野直明, 林紘一郎共著

倫理と法：情報社会のリテラシー

産業図書 2008.4
201p 21cm 定価 1,900 円(税別)
ISBN 978-4-7828-5152-4

本書は、IT 社会の様々な問題を倫理と法の観点から考察している。ケース・メソッドの手法を採用し、読者が考えを深めることを促している点が最大の特徴である。例えば図書館員同士の勉強会等、複数人での議論のためのテキストとしても使用しやすくなっている。構成は次のとおりである。現代の図書館にも大きくかわるキー・ワードが並んでいる。

第 1 部 ケース・メソッド

- 第 1 講 「情報窃盗」という概念と倫理性
- 第 2 講 知的財産の侵害と救済
- 第 3 講 従業員のモニタリングとプライバシー
- 第 4 講 「自己情報コントロール権」と個人情報
- 第 5 講 「言論の自由」と情報仲介者の責任
- 第 6 講 検索システムの利便と危険
- 第 7 講 匿名と顕名、オープンとクローズ
- 第 8 講 セキュリティのジレンマ
- 第 9 講 ネット取引とヒューマン・エラー
- 第 10 講 子どものインターネット・アクセス

第 2 部 リテラシー・倫理・法

- 第 1 章 現代 IT 社会の特質とリテラシー
- 第 2 章 情報セキュリティをめぐる倫理と法

以下、図書館にとって特に示唆的な議論を中心に、内容を概観しよう。

第 1 部では様々な事例が取りあげられる。共通するのは、デジタル技術やインターネットの普及が問題を複雑にしたり、従来の倫理や法を脅かしたりしている点である。「第 1 講 「情報窃盗」という概念と倫理性」では次のように議論されている。情報を盗むといっても、書店店頭でレストランガイド掲載店の電話番号を覚えるのと、ページをデジカメやケータイカメラで写し取ってしまうのを同一に論じることはできない。デジタル情報は瞬時に多数の人に送信することができる。後者は「デジタル万引き」

だと、書店業界では防止を呼びかけている。しかし、アナログとデジタルの違いに着目した立法措置は難しい。だからこそ、倫理のあり方があらためて問い直されている。

上の第 1 講は、「書店」を「図書館」に置き換えて読むこともできると思われる。さらに「第 2 講 知的財産の侵害と救済」では、図書館が直接話題に上っている。すなわち、著作権侵害が争点になった例のひとつとして、図書館の所蔵本をスキャンして検索できるようにしようとした Google Print (現 Google Book Search) が挙げられている。大手出版社で作る米国出版社協会等は 2005 年 10 月、許可なく書籍をデジタル化して配布するのは著作権侵害に当たるとして Google 社を提訴したのである。補足しておく、本書出版後の 2008 年 10 月、両者は訴訟終結に向けた和解案について合意に達している。だが、和解案が有効に成立するためには米国出版社協会の加盟出版社等の同意が必要であり、今後の行方には不確定な部分が残されている。

問題への対策がさらなる問題を孕んでもいる。それを例示しているのは「第 6 講 検索システムの利便と危険」の次のような議論である。インターネット上の違法情報や有害情報から青少年を保護するための技術にフィルタリングがある。しかしそれは、別の言葉で表現すれば、自分の望む情報だけを集めて編集しなおすカスタマイズ (パーソナライズ) でもある。カスタマイズによって自分と同じ趣向や意見の記事ばかりに囲まれていると、関心がいよいよ特化され、意見が極端な方向にシフトする危険が生じる。アメリカの憲法学者キャス・サンズティーンは、個々のユーザーの自発的なフィルタリング行為が社会全体の共通体験を失わせ、民主主義の脅威になると警告している。

ところで、図書館界でフィルタリングと言えば、わいせつ情報等に未成年者がアクセスすることを防ぐため、学校や公共図書館が設置するコンピュータにフィルタリング技術を導入することを義務付けた、米国の「子どもをインターネットから保護する法律」が想起される。法律に対して、フィルタリングの導入は一種の検閲になると反対する声もあった。上の第 6 講の議論は、フィルタリングの危うさを、図書館界の議論とは別の角度から示唆している。

一方、問題が思わぬ便益をもたらすこともある。「第 7 講 匿名と顕名、オープンとクローズ」で著

者は次のような事例を挙げている。匿名による情報発信は、インターネットの掲示板での誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害等が後を絶たない等、問題視されている。ところが、匿名で記事を投稿・編集可能なウィキペディアに対して、IPアドレスと書き込み内容を一覧できるプログラムが開発された際、役所や企業のコンピュータから記事の修正や削除が行われていることが明らかになった。勤務中のアクセスという問題を別にすれば、実務に直接携わっている役所の人間が事実関係の訂正をしてくれることは、記事の信用性を高める上で、ウィキペディアにとってむしろ歓迎すべきことであった。

他にも興味深い議論が展開されている。例えば「第4講「自己情報コントロール権」と個人情報」では、精神的自由権としてのプライバシーの権利に対して、社会生活を営む上で欠かせない識別子として個人情報を考えることによって、プライバシーと個人情報を区別することが提言されている。そうすれば、共同生活を営む上で必要な個人情報まで隠すという「個人情報狂想曲」的事態（卒業アルバムから名簿が消えた、マンションで表札を出さない人が増えた、等）は避けられると著者は主張する。あるいは、「第10講 子どものインターネット・アクセス」では、かつて元服等が持っていた通過儀礼としての意味をインターネットへのアクセスの年齢制限に与えるという「サイバー元服」の考えが紹介されている。

第2部では、IT社会におけるリテラシー・倫理・法のあるべき姿や役割について、著者の見解が展開される。

リテラシーについては「第1章 現代IT社会の特質とリテラシー」で以下のように論じられている。サイバー空間（インターネット上のデジタル情報環境）は、現実社会とは異なる次の特徴を持っている。①サイバー空間には、現実世界が持っている空間的、時間的な制約がない、②サイバー空間では、情報を記録することにほとんど努力を必要とせず、逆に削除をする方が大変である、③サイバー空間は、近代が進めてきた「個」解放を、よりドラスティックに推進する。これらが現代社会の様々な問題を引き起こしている。例えば、個人情報保護法が施行されたものの、その「過」保護が逆に社会を混乱させる、等の事態が生じている。サイバー空間から全く離れた生き方はもはや不可能であるため、サイバー空間と現実世界のほどよい共存（すなわち、旧来の社会

構造をサイバー空間に適応するように組み立て直すこと）が求められる。それがサイバーリテラシーの課題である。取り組みはすでに随所に見られる。自動的に権利が付与されてきたやり方を改め、権利を維持するために手間とコストがかかるようにする「クリエイティブ・コモンズ」等の戦略、組織に一括して与えられていた権利を個人レベルから再構築し、既得権益の過大な行使を抑制する「情報基本権」、および「個人情報をネットワーク上に情報化させない権利」等である。

倫理と法については、「第2章 情報セキュリティをめぐる倫理と法」において、情報セキュリティを題材として以下のように論じられている。本書は、具体的解決を迫られている問題を整理・解決するための、プラグマティックなものとして倫理や法を考えているため、情報セキュリティは適切な題材であろう。

情報セキュリティに対して、制定法には限界がある。いかに立法者が優れていても、すべてを法律化することは不可能である。また、法律は事前規制よりも事後救済に向いているため、新しい事態に対しては後手に回らざるを得ない。そのため、情報セキュリティに対して倫理が担う役割は大きい。また、各種の自主規律的手段（すなわち、制定法というハード・ローに対置されるソフト・ロー）も大きな役割を果たす。例えば国際標準「情報セキュリティ・マネジメントシステム」(ISMS)があり、日本企業の取得が突出している。だが、ソフト・ローが役割を果たすためには市場機能が存在し、法人を正しく評価、報酬やペナルティを付与する仕組みが機能していることが前提となる。

全体的に、「法」に比べて「倫理」への批判的・分析的言及が少ない印象を受ける。確かに、第1部第1講や第2部を読めば、著者が倫理（の検討や再構築）を重視しているのは明らかである。だが、思弁的な深入りを避けてプラグマティックなものとして倫理を捉えるスタンスとはいえ、情報倫理学やその背景にある倫理思想にあまり触れておらず、その点でやや物足りない。しかし、本書を通じて図書館関係者は諸問題の関連知識を得、思考を深めることができる。大いに有益な一冊である。

（ごとう としゆき 青森中央短期大学；筑波大学
図書館情報メディア研究科博士後期課程、投稿）